

(別紙)

## 2020年4月1日以降に適用する簡易生命保険契約の前納払込保険料の改定

※2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

2020年4月1日以降に適用する前納払込保険料について改定します。なお、前納払込保険料は、金利水準、金融情勢の変化及びその他の事情により決定します。金利水準等が変動した場合は変更することがあります。

### 前納払込保険料の例

月払保険料（窓口払込み）を10,000円とした場合の前納払込保険料の例は次のとおりです。

[月払保険料 10,000円]

前納払込年月数	改定後	改定前	増減率
3月分	29,400円	29,400円	0.00%
6月分	58,500円	58,500円	0.00%
1年分	116,500円	116,500円	0.00%
2年分	232,900円	232,900円	0.00%
5年分	582,100円	582,100円	0.00%
10年分	1,164,100円	1,164,100円	0.00%
15年分	1,744,600円	1,736,800円	+0.45%
20年分	2,317,200円	2,287,400円	+1.30%
30年分	3,441,900円	3,339,300円	+3.07%

なお、1987年8月31日以前にご加入いただいた保険契約（年金保険契約を除きます。）については、変更はありません。